

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり公示します。

2024年5月22日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ブータン国建設人材育成システム構築プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：ブータン国建設人材育成システム構築プロジェクト

調達管理番号：24a00230

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年5月22日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ブータン国建設人材育成システム構築プロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (●) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2024年8月 ～ 2029年7月

【オプション・契約期分けを行う場合】

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2024年8月 ～ 2025年2月

第2期：2025年2月 ～ 2029年7月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

- (5) 前金払の制限

本契約については、第2期契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれ

の上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第１期】

第１期（契約締結時）：契約金額の４０％を限度とする。

【第２期】

- １）第１回（契約締結後）：契約金額の１０％を限度とする。
- ２）第２回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の９％を限度とする。
- ３）第３回（契約締結後 25 ヶ月以降）：契約金額の９％を限度とする。
- ４）第４回（契約締結後 37 ヶ月以降）：契約金額の９％を限度とする。
- ５）第５回（契約締結後 49 ヶ月以降）：契約金額の４％を限度とする。

（６）部分払いの設定¹

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払いを計画します。

- １）2024 年度末（2025 年 3 月頃）
- ２）2025 年度末（2026 年 3 月頃）
- ３）2026 年度末（2027 年 3 月頃）
- ４）2027 年度末（2028 年 3 月頃）
- ５）2028 年度末（2029 年 3 月頃）

2. 担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

社会基盤部 運輸交通グループ第一チーム

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年 5月 28日 12時
2	企画競争説明書に対する質	2024年 5月 29日 12時

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

	問	
3	質問への回答	2024年 6月 3日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年 6月 14日 12時
6	評価結果の通知日	2024年 6月 25日
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から 起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ※2023年7月公示から変更となりました。)

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とし
ます。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求め
ません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、
プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表
者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めませ
ん。

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

5. 企画競争説明書に対する質問

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2.（3）参照
- 2) 提出先：上記2.（1）選定手続き窓口宛、
CC：担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1） 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2） 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（2）質問への回答

上記2.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記2. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名: 「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

- ① 宛先: e-koji@jica.go.jp
- ② 件名: (調達管理番号)_(法人名)_見積書
〔例: 20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文: 特段の指定なし
- ④ 添付ファイル: 「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにし

てください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合
GIGAPOD内のフォルダに格納せず、パスワードを設定したPDFファイルとし、
上記2.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者で

も可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、基本計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

➤ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	研修モジュールの作成に係る提案	第3条 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (4) 研修モジュールの作成にあたって

2	建設業界の魅力向上にあたっての広報活動について	第3条 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (5) 建設業界の魅力向上にあたって
3	現場OJTについて	第4条 2. 本業務に係る事項 (1) プロジェクトの活動に関する業務 ③ 成果3「研修を通じて建設技術者が育成される」に関わる活動
4	本邦研修のテーマ等	第4条 2. 本業務に係る事項 (2) 本邦研修

3. その他の留意点

- ▶ プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）。
- ▶ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施によ

り、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・基本計画策定調査実施時期：2023年1月30日-2月14日
- ・RD署名：2024年1月4日

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 詳細計画策定フェーズと本格活動実施フェーズ

本プロジェクトでは基本計画策定調査の結果を基に、本プロジェクトにおいて詳細計画策定フェーズと本格活動実施フェーズを段階的に実施する。については、プロジェクト実施初期段階においてブータンの建設人材育成に係る現状・課題を把握し、基本計画策定段階のR/Dで合意済のPDM（Project Design Matrix）及びPO（Plan of Operation）をもとに、C/Pを主としたブータン側関係者と本プロジェクトの詳細計画を議論する。議論の結果を発注者と相談・連携の上、必要に応じてPDMやPOの改訂を進める。PDM及びPO等について、C/Pと合意するため、発注者は受注者とも相談の上、業務開始後半年後を目途に詳細計画策定フェーズの調査団を派遣する。

また、本プロジェクトは、2つの契約期間（①第1期（詳細計画策定フェーズ）、②第2期（本格活動実施フェーズ））に分けて実施する。②第2期の契約については、①第1期の終了時点において、当初想定されていた②第2期の業務内容からの変更の有無等について発注者と受注者は確認を行い、契約交渉を経て契約書を締結する。

(2) モンガル県における主要国道一号線橋梁架け替え計画との連携

ブータン東部のモンガル県の国道一号線に位置するナムリン橋及びダーダリ橋において、橋梁の架け替え工事が計画されている。この架け替え工事は無償資金協力により支援がされている事業であり本邦企業によって施工されることから、本邦企業により高質な施工管理が実施されることが期待でき、本プロジェクトにおいて施工管理現場の視察サイトとして活用することで建設人材に寄与すると想定している。

なお、無償資金協力事業における施工の概要については以下のとおり。

工事概要：モンガル県における主要国道一号線に位置する橋梁2橋（ナムリン橋・ダーダリ橋）の架け替え、取付道路の整備、橋梁周辺の斜面对策工

（ナムリン橋）鋼トラス橋、橋長 44.0m、取付道路延長 327.7m、斜面对策延長 160m

（ダーダリ橋）PC箱桁橋、橋長 34.5m、取付道路延長 359.1m、斜面对策延長 95m

実施予定期間：

（工事契約）2025年8月頃

（施工期間）2025年10月-2028年2月頃を想定

（3）建設開発公社 CDCL の現場の活用

ブータンでは省庁を前身とする建設開発公社（CDCL：Construction Development Corporation Limited）が同国としては大規模な橋梁および道路プロジェクトを最も多数完工した実績を有する。本プロジェクトの現場 OJT にあたっては、CDCL との連携をはかり CDCL が施工する現場を活用した OJT 等による取り組みを計画する方針とする。なお、CDCL への協力取り付けに関しては、基本計画策定調査において、C/P 側にて調整することで同意を得ている。

（4）研修モジュールの作成にあたって²³

本プロジェクトでは、第4条（2）活動1-2で示すとおり、ブータンの建設人材の能力向上を図るため研修モジュールを作成し、その研修モジュールをもとに研修講師育成（ToT: Training of Trainer）による講師（トレーナー）の育成、講師による建設人材の育成が実施される。建設人材育成の要となる研修モジュールの作成においては、人材育成に関する専門的な知見からより効果的な研修モジュールの作成や研修計画の策定を行えるよう人材育成に対して専門知見を有する人材を投入する方針とする。

² 研修モジュール作成の基本方針、TOT実施に当たっての留意事項および研修モジュール作成を担当する専門家にどのような人材を配置する予定であるかについて、プロポーザルで提案を行うこと。

³ ブータン政府と合意している研修の構造案については、配付資料「基本計画策定調査報告書」の4.3協力の方向性 4.3.1協力範囲（育成対象者、育成分野、マスター（コア）トレーナーの技術力も含む）3）研修構造を参照すること。

(5) 建設業界の魅力向上にあたって⁴

ブータンでは伝統的な産業である農業等を除き、肉体労働と現場作業を伴う職業に対する忌避意識が存在し、これら職業は主に外国人労働者により担われる傾向がある。ブータン政府は雇用吸収力と需要がある建設業を育成していく意向は有するが上述のような職業感のため、ブータン人の建設産業への入職者が少ないことが課題となっている。本プロジェクトでは、こうした職業に対する偏見を解消・緩和し、ブータンにおいて建設産業が魅力ある産業と認識されるよう、取り組みを行うこととする。特に、報酬面の条件以外において、ブータンにおける建設産業が就労者にとって魅力的な産業となるため、日本での事例等を通してブータンにおける建設業界の魅力向上のための広報活動を実施する。実施にあたっては、より効果的に情報収集を行い、計画の立案・遂行をするため、広報に関する専門的な知識を持った人材を投入することとする。なお、魅力向上のための広報活動にあたっては(6)に記載のセミナー等も活用することを検討する。

(6) セミナー等の開催について

本プロジェクトでは、ブータンにおける建設人材育成や建設業界の魅力向上に向けた活動を実施する事としている。本プロジェクトにおける活動をより効果的により幅広く展開するため、プロジェクトでの活動内容の紹介やプロジェクトへの参加企業／人材の確保、ブータンの建設業界に関する広報活動等を目的としたセミナーの開催について、詳細計画策定フェーズにおいて検討すること。

(7) De-Suung（国民ボランティアプログラム）との連携

ブータンで実施している国民の職業訓練プログラムである De-Suung（国民ボランティアプログラム）に参加している De-Suup(s)（国民ボランティアへの参加者）を本プロジェクトの研修生として参加してもらう等の形で巻き込むことについてブータン政府から強く要望があった。そのため、本プロジェクトでは De-Suung と連携を図りながら実施できるよう、詳細計画策定フェーズにおいて検討することとする。なお、De-Suung では、多岐にわたる職業訓練の機会を提供しているが、建設分野でも①電気、②配管、③石工・タイル、④石工・塗装、⑤溶接等の研修コースが企画・実施されている。プロジェクト成果のうち研修モジュール、テキスト、ガイドライン等はこれらの研修でも活用できる余地がないか調査し、プロジェクト成果の展開の視点での連携を具体化すること。

⁴ 建設業界の魅力向上に資する広報を計画する上での基本方針や当該活動に従事する専門家にどのような人材を配置する予定であるかについて、プロポーザルで提案を行うこと。

(8) ブータン王立大学(RUB)の巻き込み

本プロジェクトは、ブータンにおける建設人材の育成及びそのシステムを構築することを目的とすることから、プロジェクト後の同システムの自立的実施についてもプロジェクト開始段階から視野に入れておく必要がある。この観点で、現場レベルのみならず教育機関を巻き込んだ取り組みとすることが望まれる。特に、ブータン王立大学(RUB: Royal University of Bhutan)のうち建設系学科のある CST: College of Science and Technology 並びに JNEC: Jigme Namgyel Engineering College の巻き込みについて検討することとする。

(9) DX の活用

JICA では、JICA DX (Digital Transformation) ビジョンのもと、途上国で展開するすべての事業でデジタル化を図る「JICA DX」を推進している。本プロジェクトの実施にあたっては、活動の対象地域が国内全域に渡る点や建設業に留まらず人材育成や広報活動など多岐にわたる知見を要する点、建設業界に対する新しいイメージの創出が求められる点などからデジタル技術を活用する事で効率的かつ革新的な活動の実施が期待される。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

詳細計画策定フェーズ及び本格活動実施フェーズでは、それぞれ以下の業務を行う。なお、基本計画策定調査時点に想定した活動の概要については配付資料「ブータン国建設人材育成プロジェクト基本計画策定調査報告書」(2023年10月)においても記載しているため、併せて参照することとする。

【詳細計画策定フェーズ】

詳細計画策定フェーズでは、ブータンの建設産業の現状と課題を把握するとともに、実施機関およびコアトレーナーないしその候補者と協議して、ブータン人技術者、技能工および企業の一般的な能力に関する評価を行い、プロジェクト期間中の研修計画の素案(到達目標、研修体系、研修コース、各研修コースの参加資格、各研修コースの主要な講義・現場 OJT 科目と期間、所要の講師の要件および必要数)および現場

OJT に用いる試験・施工を補助する資機材計画（基本計画策定調査時には表 1 の投入計画を想定、参考まで共有）を作成するとともに現場 OJT サイト候補を選定する。それらを踏まえ PDM、PO の修正を図る。

表 1 資機材投入計画（基本計画策定調査時点の想定）

育成分野	機材
土工	室内試験機（LL/PL、ふるい、乾燥機）、CBR試験機、現場密度試験機（砂置換法、砂）
コンクリート工	室内試験機（ふるい、骨材吸水試験、骨材摩耗試験、比重試験、表面水率試験、スランプコーン試験）、テストピース型枠、圧縮試験機
RC橋	スペーサー、測量機器
型枠工	型枠材料（単管パイプ、型枠金物、ジャッキベース、クランプ、ジャッキベース）
足場、支保工	足場材、支保工材（単管パイプ、クランプ、クランプ）
鉄筋工	加工組立用機材（鉄筋曲げ加工機、結束線および結束用機材、スペーサー）
PC橋	PCケーブル、シーす、PC定着システム、鉄筋、型枠、緊張機材、グラウト注入機材

コアトレーナーは、研修モジュールの作成および研修講師育成研修（ToT）の講師および研修の講師を務めることを想定しており本プロジェクトの中核となる人材であり、建設事業の実施に当たって指導的な立場ある（あるいは将来的にそうした立場に立ちえる）技術者、技能工で 10 名前後を任命することを想定している。コアトレーナーは実施機関の職員（基本計画策定調査時に、C/P より想定する職員がリストアップされている）、建設開発公社の職員、教育機関である CST および JNEC の講師が候補者として想定されるが、詳細計画策定フェーズにて、コアトレーナーの任命される又は候補となる者の特定を図る。また、基本計画策定調査時点においてはコアトレーナーへの謝金についても議論がなされた。この謝金の要否については、詳細計画策定フェーズの中で実施機関および関係機関と協議を行い検討すること。

研修生に研修参加のインセンティブを与える日当等の手当支給の要否、そのための予算の確保の方法等については、詳細計画策定フェーズの過程において発注者と協議のうえ決定する。

【本格活動実施フェーズ】

本格活動実施フェーズでは、基本計画策定調査で設定した各活動成果に対して以下の業務を行うことを想定する。

- ① 成果 1 「ブータン国内の技師、技術者及び技能工を育成するための研修カリ

キュラムが作成される」に関わる活動

活動 1-1：育成する技術者、技師、技能工の分野を特定する。

本プロジェクトが支援対象とする研修プログラムを通じて育成すべき技術者、技能工の専門分野、研修参加要件等を特定する。

活動 1-2：研修モジュールを作成する。

受注者は、活動 1-1 で特定された技術者、技能工の技術力を向上させる研修体系、研修コース、各研修コースの到達目標、各研修コースのカリキュラムについて実施機関や大学等の関係機関、コアトレーナーと協働して作成する。基本的には基礎的な技術力の向上を目指す研修コースと応用能力の向上を目指す研修コースを設けることとするが、現時点では基礎的な研修コースの比重が高くなることを想定している。また、研修モジュールは座学の講義、現場 OJT 実習、建設工事サイト見学等を効果的に組み合わせて構成する。

基本計画策定調査時点では、次の研修コースを想定している。現場 OJT の期間は、基礎コースは 3 週間、応用コースの橋梁については、重要なプロセスが不連続で複数回存在する特性を考慮して、週単位の研修を複数回行うことを想定している。一方で、想定する研修コース数も多く、また基本計画策定調査時点から時間も経過しているため、詳細計画策定フェーズの中で C/P と研修コース内容の調整を図り、コース数についても実現性を踏まえコースの設定を行うこと。

表 2 研修コースと対象者

専門度合	研修コース	OJTの要否	育成対象者
基礎コース	土工	必須	技術者
	コンクリート工	必須	技術者
	施工計画	該当外	技術者
	工程管理	必須	技術者
	品質管理	必須	技術者
	安全管理	必須	技術者
	環境保護	該当外	技術者
	現場点検	必須	技術者
	RC橋	必須	技術者
	舗装工	該当外	技術者
	護岸・護床工	該当外	技術者
	型枠工	必須	技術者／技能工
	足場工／支保工	必須	技術者／技能工
	鉄筋工	必須	技術者／技能工
応用コース	鋼橋	必須	技術者
	PC橋	必須	技術者

基本計画策定調査において想定する OJT 受講対象者は以下のとおり。なお、以下を参考のうえ本格活動実施フェーズにおいて最終化すること。

表3 研修対象者の要件（基本計画策定調査時点の想定）⁵

技術者	所属	公務員、公社及び民間会社
	要求内容	<p>【基本コース】</p> <p>【学歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工学分野の大卒者か短大卒者 <p>【土木工学分野の経験年数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に問わない <p>【応用コース】鋼橋、PC橋</p> <p>必修コースの要件を満たすことに加えて、橋梁建設の現場経験^{*)}が必要となる</p> <p>^{*)}現場経験の定義は以下のとおりである</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鋼橋あるいはRC橋あるいはPC橋の建設経験があること ・鋼橋あるいはRC橋あるいはPC橋の設計経験があること
技能工	所属	公務員、公社及び民間会社
	要求内容	<p>【学歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工学分野の関連コースでTTI(Technical Training Institute)またはVTI (Vocational Training Institute)の卒業者 <p>【土木工学分野の経験年数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に問わない

活動1－3：日本人専門家のサポートのもと ToT ガイドラインを作成する。

研修の体制を構築するためには、日本人専門家とコアトレーナーが研修講師を育成し、研修講師が研修生を育成するという活動を行うことを想定している。これは本プロジェクト終了後もブータン人講師により持続的に講義が行われる体制を構築するとの方針に基づくものである。よって研修講師育成研修の Training of Trainer (ToT) を実施することになるところ、受注者は、当該研修の方針を規定するガイドラインをコアトレーナーと協働して作成する。

活動1－4：研修モジュールに沿ったテキストを作成する。

受注者は、コアトレーナー、実施機関、大学等の関係機関と協働して、研修モジュールおよび ToT ガイドラインに沿った研修を行うためのテキストを作

⁵ 技術者（エンジニア）／技能工（テクニシャン）とは、ブータンの職業資格制度において技術者／技能工として登録しているものないしは、登録に向けて必要な経験を積んでいる段階にある者を指す。

成する。

活動 1－5：研修員の募集・選定・実施管理・修了検定に係る標準作業手順書（SOP: Standard Operation Procedure）を策定する。

受注者は、コアトレーナー、実施機関、大学等の関係機関と協働して研修員の募集・選定・実施管理・修了検定を実施機関が円滑に行えるよう SOP を策定する。

活動 1－6：OJT の現場実習サイトの候補地を選定する。

効果的な研修カリキュラムを構成する上で、国営企業である CDCL 等の工事現場にて、OJT の現場実習を行うこととしている。これら現場実習の候補地および現場実習時期、内容を実施機関が CDCL 等と協議しつつ決定することを受注者は支援する。

活動 1－7：成果 3 で実施された研修の結果を反映し研修モジュールの見直しを行う。

研修の品質を向上させるため、受注者はコアトレーナー、実施機関、大学等の関係機関と協働して、成果 3 で実施された研修の結果を踏まえ、研修モジュールおよびテキスト類の見直しを行う。

② 成果 2 「研修を提供する講師が ToT で育成される」に関わる活動

活動 2－1：講師となる人材の選定基準を明確化する。

受注者は、コアトレーナー、実施機関、大学等の関係機関と協働して、研修講師となる人材の選定基準を策定する。

活動 2－2：講師を選定する。

受注者は、活動 2－1 で策定された基準に沿い、コアトレーナー、実施機関、大学等の関係機関と協働して、講師を選定する。

活動 2－3：ToT ガイドラインに基づきコアトレーナーによる講師の育成を行う。

受注者は、コアトレーナーと協働して、ToT ガイドラインに基づき、活動 1－4 で作成された研修テキストも活用しつつ、講師育成（育成人数は 12 人以上を想定しており、その数は詳細計画策定フェーズにおいて決定する）の ToT 研修を行う。

活動 2-4：講師の育成にかかる課題を抽出し、ToT ガイドラインの見直しを行う。

コアトレーナー、実施機関、大学等の関係機関が、ToT 研修の実施結果を踏まえ ToT 実施に係る課題を抽出し、ToT ガイドライン、ToT 用研修テキストの見直し、改善を行うことを受注者は支援する。

活動 2-5：改善された ToT ガイドラインにより講師を育成する。

改善された ToT ガイドラインと ToT 用研修テキストに基づき、実施機関、コアトレーナーが ToT 研修を実施するのを受注者は支援する。

③ 成果 3「研修を通じて建設技術者が育成される」に関わる活動⁶

活動 3-1：活動 1-2 及び 1-4 で作成した研修モジュールとテキストに基づき技術者及び技能工に対して研修を実施する。

活動 1-2 で作成した研修モジュールを、活動 1-4 で作成したテキストと成果 2 に関わる活動により育成された研修講師を活用して、実施機関が実施することを受注者は支援する。

各研修コースの研修生の目標数は活動 1-2 の中で設定するが、現時点では技術者向け研修は 10～15 名、技能工向け研修は 5～10 名を想定している。プロジェクト期間中に各コース 3 回の研修の実施を想定しているが、活動の初期段階においては、研修生数を絞って開始し、段階的に増やすことが想定される（活動 1-2 の中でこれら方針は決定）。研修をサポート（運営を補助し、研修を観察し改善点を提案する等）する日本人専門家は研修の初期段階では手厚く投入し、次第に投入を縮小して実施機関とブータン人講師に運営を委ねていくことを想定している。

本プロジェクトで実施する現場 OJT では、研修モジュールに従ってトレーニングを受ける研修員が基本的にはトレーナーの指示に従って現場作業に参加することを想定している。OJT 研修サイトの準備にあたっては、第 2 章第 3 条 2.（3）建設開発公社 CDCL の現場の活用を示す通り、基本計画策定

⁶ 現場 OJT の実施にあたっては、研修生、研修実施機関、工事発注者および工事受注者の関係性についていくつかのケース（例えば、研修生が工事受注者の業務補助を行うことを通じて現場 OJT を行うケース、或いは、現場視察や工事関係資料の貸与を通じた施工現場の理解は促すが工事受注者の活動（現場施工）とは切り離して講師が実演を行うケース。）を想定し、ケース毎に効果的な現場 OJT を実施するための方法論や活動についてプロポーザルで提案を行うこと。なお、現場 OJT 実施サイトの選定にあたっては、第 2 章第 3 条 2.（3）についても参照すること。

調査において、C/P 側にて CDCL への協力取り付けを行うことで同意を得ている。

なお、OJT の想定規模は以下のとおり。

目的	建設現場での実際の施工を通じて OJT(On Job Training)を行うことで、実践と同様の環境において研修を行う。								
対象者の要件	<p>基本計画策定調査において想定する OJT 受講対象者は以下のとおり。なお、以下を参考のうえ本格活動実施フェーズにおいて最終化すること。</p> <p>【技術者】</p> <table border="1" data-bbox="272 613 1378 1151"> <tr> <td data-bbox="272 613 464 658">所属</td> <td data-bbox="464 613 1378 658">公務員、公社及び民間会社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 658 464 1151">要求内容</td> <td data-bbox="464 658 1378 1151"> <p>【基本コース】</p> <p>【学歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工学分野の大卒者か短大卒者 <p>【土木工学分野の経験年数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に問わない <p>【応用コース】 鋼橋、PC橋</p> <p>必修コースの要件を満たすことに加えて、橋梁建設の現場経験*)が必要となる</p> <p>*) 現場経験の定義は以下のとおりである</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鋼橋あるいはRC橋あるいはPC橋の建設経験があること ・ 鋼橋あるいはRC橋あるいはPC橋の設計経験があること </td> </tr> </table> <p>【技能工】</p> <table border="1" data-bbox="272 1256 1378 1547"> <tr> <td data-bbox="272 1256 464 1301">所属</td> <td data-bbox="464 1256 1378 1301">公務員、公社及び民間会社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1301 464 1547">要求内容</td> <td data-bbox="464 1301 1378 1547"> <p>【学歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工学分野の関連コースで TTI(Technical Training Institute)または VTI (Vocational Training Institute)の卒業者 <p>【土木工学分野の経験年数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に問わない </td> </tr> </table>	所属	公務員、公社及び民間会社	要求内容	<p>【基本コース】</p> <p>【学歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工学分野の大卒者か短大卒者 <p>【土木工学分野の経験年数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に問わない <p>【応用コース】 鋼橋、PC橋</p> <p>必修コースの要件を満たすことに加えて、橋梁建設の現場経験*)が必要となる</p> <p>*) 現場経験の定義は以下のとおりである</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鋼橋あるいはRC橋あるいはPC橋の建設経験があること ・ 鋼橋あるいはRC橋あるいはPC橋の設計経験があること 	所属	公務員、公社及び民間会社	要求内容	<p>【学歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工学分野の関連コースで TTI(Technical Training Institute)または VTI (Vocational Training Institute)の卒業者 <p>【土木工学分野の経験年数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に問わない
所属	公務員、公社及び民間会社								
要求内容	<p>【基本コース】</p> <p>【学歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工学分野の大卒者か短大卒者 <p>【土木工学分野の経験年数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に問わない <p>【応用コース】 鋼橋、PC橋</p> <p>必修コースの要件を満たすことに加えて、橋梁建設の現場経験*)が必要となる</p> <p>*) 現場経験の定義は以下のとおりである</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鋼橋あるいはRC橋あるいはPC橋の建設経験があること ・ 鋼橋あるいはRC橋あるいはPC橋の設計経験があること 								
所属	公務員、公社及び民間会社								
要求内容	<p>【学歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工学分野の関連コースで TTI(Technical Training Institute)または VTI (Vocational Training Institute)の卒業者 <p>【土木工学分野の経験年数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に問わない 								
開催期間	<p>基本コース：約 3 週間</p> <p>応用コース：週単位の研修を複数回実施</p> <p>(詳細は本格活動実施フェーズにおいて設定する)</p>								
実施場所	基本計画策定調査報告書 4.3.2 協力実施サイトを参照のうえ、本格活動実施フェーズにおいて C/P と協議し決定する。								

活動3-2：講師による技術者及び技能工への研修の課題を抽出する。

受注者は研修の質の向上を図るため、実施機関、研修講師と協働して、講師による技術者及び技能工への研修の結果を振り返り、その実施課題を抽出し、研修モジュール、テキストの改善に努める。

活動3-3：改善された研修モジュールにより技術者及び技能工への研修を実施する。

実施機関、講師が、活動3-2を踏まえて改善された研修モジュールを活用して、技術者及び技能工への研修を実施することを受注者は支援する。

④ 成果4「研修を受講した人材及びそれらの人材を有する民間企業が評価される仕組みを試行する」に関わる活動

活動4-1：既存の建設業、技術者資格、業者登録制度及び入札評価システムについて情報整理、レビューを行う。

研修生候補者、その所属組織が研修受講にインセンティブを持つ制度的な仕組みの構築を考える上での準備作業として、受注者は、実施機関および関係機関と協働して、現在の建設業許可、技術者資格、発注機関の業者登録および入札評価に関する制度、システムの分析を行う。

活動4-2：研修モジュールを修了した技術者及び技能工が評価される制度を提案する。

受注者は、実施機関および関係機関と協働して、研修修了者およびその所属企業が、職務や事業を行う上でポジティブな評価を受けるよう建設業許可、技術者資格、発注機関の業者登録および入札評価等の仕組みの改善を提案する。

活動4-3：提案した評価制度を試行する。

実施機関および関係機関による活動4-2で提案された仕組みの試行および評価を受注者は支援する。

⑤ 成果5に関わる活動

活動5-1：ブータン建設業界における建設業のイメージ改善にかかる取り組みについて、現状を把握する。

受注者は実施機関および関係機関と協働して、ブータンの建設産業の勤務・雇用条件の改善、建設業のイメージ改善に関する現状の取り組みを把握する。

活動5-2：日本の建設業界における建設業のイメージ改善にかかる取り組みについて、ブータン側に紹介する。

受注者は、日本の建設業界における建設業のイメージ改善にかかる取り組みについて、ブータン側に紹介を行う。

活動5-3：ブータン建設業界における建設業のイメージ改善にかかる取り組みを計画する。

受注者は実施機関および関係機関と協働して、建設業のイメージ改善にかかる広報活動やセミナー等の取り組みを提案し、その実施について計画を立案する。

活動5-4：ブータン建設業界における建設業のイメージ改善にかかる取り組みを実施する。

受注者は実施機関および関係機関と協働して、建設業のイメージ改善にかかる広報活動やセミナー等の取り組みを実施するとともに、それに対する社会の評価、反応を把握、分析する。

(2) 本邦研修⁷

本プロジェクトでは、本邦研修を実施する。

本邦研修実施業務は、本契約の業務には含めず、研修日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する。（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

ブータン国内の現場 OJT サイトでは、高度な技術や施工管理が実施される事例は極めて限られるところ、実施機関およびコアトレーナーやその候補者がブータン国内では見られないこれら工事を見学し技術的な知見を蓄積すること、また日本の建設人材育成の取り組みについて把握することを目指して、受注者は本邦研修の内容を提案する。

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計2回

⁷ 本邦研修について、研修内容、研修視察先の選定にあたっては、選定の視点と方法論についてプロポーザルで提案を行うこと。

対象者	人材育成の中心となるコアトレーナーやその候補者
参加者数	約 10 名/回
研修日数	約 17 日※/回

※研修日数には、移動日及び中継地点にて査証を取得するために要する日数を含む

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROM に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを事業完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

③ エンドライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

④ 環境社会配慮に係る調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ ジェンダー主流化に資する活動

- 合意文書に記載されたジェンダー主流化の取組及び指標の達成のための活動

を実施する。

- ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施体制を採る。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。
- さらに、データ収集の際は、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量/定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握する。成果やインパクトの発現状況をモニタリングし、問題が発生した場合は適宜対応する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 本業務は、各期それぞれに作成する。
 - 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
 - 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

期	報告書名	提出時期	言語	形態	部数
第1期 (詳細計画策定フェーズ)	業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	-
	ワーク・プラン	第1期契約締結後約 1 ヶ月以内	英語	電子データ	-
	Monitoring Sheet Ver. 1-1	第1期契約締結 6 ヶ月後	英語	電子データ	-
	業務進捗報告書 (1)	第1期契約履行期限末日	日本語 英語	簡易製本 電子データ	和文 1 部

期	報告書名	提出時期	言語	形態	部数
第2期 (本格活)	業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	-
	ワーク・プラン	第2期契約締結後約 1 ヶ月以内	英語	電子データ	-

Monitoring Sheet Ver. 2-1	第 2 期契約締結 6 ヶ月後	英語	電子データ	-
Monitoring Sheet Ver. 2-2	Ver. 2-1 提出の 6 ヶ月後	英語	電子データ	-
業務進捗報告書 (2)	2026 年 2 月	日本語	簡易製本 電子データ	和文 1 部
Monitoring Sheet Ver. 2-3	Ver. 2-2 提出の 6 ヶ月後	英語	電子データ	-
Monitoring Sheet Ver. 2-4	Ver. 2-3 提出の 6 ヶ月後	英語	電子データ	-
業務進捗報告書 (3)	2027 年 2 月	日本語	簡易製本 電子データ	和文 1 部
Monitoring Sheet Ver. 2-5	Ver. 2-4 提出の 6 ヶ月後	英語	電子データ	-
Monitoring Sheet Ver. 2-6	Ver. 2-5 提出の 6 ヶ月後	英語	電子データ	-
業務進捗報告書 (4)	2028 年 2 月	日本語	簡易製本 電子データ	和文 1 部
Monitoring Sheet Ver. 2-7	Ver. 2-6 提出の 6 ヶ月後	英語	電子データ	-
Monitoring Sheet Ver. 2-8	Ver. 2-7 提出の 6 ヶ月後	英語	電子データ	-
業務進捗報告書 (5)	2029 年 2 月	日本語	簡易製本 電子データ	和文 1 部
Monitoring Sheet Ver. 2-9	Ver. 2-8 提出の 6 ヶ月後	英語	電子データ	-
業務完了報告書	第 2 期契約履行期 限末日	日本語 英語	製本	和文 5 部 英文 20 部 CD-R 10 枚

- 業務完了報告書、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者

に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書及び業務進捗報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）
- ⑥ 添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）
 - (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
 - (イ)業務フローチャート
 - (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
 - (エ)人員計画（最終版）
 - (オ)研修員受入れ実績

- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) 建設人材育成のための研修モジュール及びテキスト
- (2) ToT ガイドライン
- (3) 建設人材評価のための制度に関する SOP

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、再委託を想定していない。ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

第7条 機材調達

受注者は、第4条2. 本業務にかかる事項（1）プロジェクトの活動に関する業務の表1 資機材投入計画（基本計画策定調査時点の想定）に示される資機材について詳細計画策定フェーズにおいて精査し、業務の実施に必要と判断される資機材について「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達をする。精査にあたって受注者は、機材名/数量/仕様について C/P と確認したうえで、発注者・受注者協議において最終的に確定する。なお、資機材及び調達に係る費用については定額計上とする。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国名：ブータン王国（ブータン）

案件名：建設人材育成システム構築プロジェクト

Project for the Establishment of Human Resource Development System in Construction Sector

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における道路・橋梁セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
ブータンは国土（面積 38,394km²）の大部分が険しい山岳地帯であり、地形や財政上の制約により幹線道路数が少ない上、幹線道路途絶時の代替ルートの整備もほとんどなされていない。そのため、平時の物資の移動や救急医療の際の患者搬送において、これら幹線道路が人々の生活を支える上で果たす役割が極めて大きい。さらに、ブータンでは農村部からの人口流出に伴い、主要産業である農業の従事者数は年々減少している一方で、近年の都市化の進展から第二次産業、特に建設業は急激な成長を見せている。2017 年度のブータン政府予算に対して建設事業の占める割合は 63%（184 億ニュルタム）であり、公共事業投資等により 2018 年までに約 4000 社もの建設企業が設立されている。また、2016 年度には GDP に占める建設業の割合は約 16%（約 240 億ニュルタム）と建設業はブータンの経済活動をけん引する産業の一つとなっている。

同国における道路整備・橋梁整備は、これまで外国の資金協力を活用しながら進められており、同国政府は幹線道路整備による更なる経済発展を目指し 2006 年に「道路セクターマスタープラン」を策定し、2027 年までの 20 年間に道路網拡張及び改修整備や橋梁架け替え、維持管理等の拡充を掲げている。このような状況を踏まえ、同国においてはそれを支える建設技術者が求められているが、同国では道路・橋梁を中心としたインフラ整備の迅速性・経済性を優先するあまり、建設事業においては自国民よりも外国人を雇用することが主流となっており、2014 年度にはブータン人労働者 6200 人に対して、約 4 万 4 千人の外国人労働者が雇用され、約 70 億ニュルタム（2014 年度国家予算の約 15%）が外国人労働者の人件費として国外に流出している。さらに、こうした状況から、国内でインフラ整備にかかる技術の継承が適切に行われず、インフラ整備の質の確保に支障をきたしている。現時点で十分な技術水準を保有する民間建設人材は少なく、同国では建設産業の近代化を担う技術者やその指導者不足が喫緊の課題となっている。

また、これらの人材不足を補うため、同国はこれまで建設業における技術者、技師、作業員等の人材を、インド人を中心とする外国人に依存してきたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外国人の入国規制によりインド等から労働者の入国を厳しく制限した結果、建設事業の中断を余儀なくされる等、同国の建設産業のぜい弱性が露呈することとなった。かかる状況に危機感を覚えたブータン政府は、コロナ禍における経済対策を兼ねて、ブータン人労働者の育成を図る「National Construction Industry Policy 2020」「Build Bhutan Policy」を立ち上げ、国内の技術者・建設作業員を育成し、持続可能な建設業の発展を行うことを掲げるとともに、研修の提供等を通して非熟練労働者への建設分野での技能向上を図っている。他方、提供される研修分野は建築、配管工等に限られており、ニーズの高い道路・橋梁建設に特化した研修は提供さ

れていない。

我が国は、これまで技術協力「橋梁施工監理及び維持管理能力向上プロジェクト」（2016～2022年）、「道路斜面对策工能力強化プロジェクト」（2018～2023年）、無償資金協力「国道一号線橋梁架け換え計画」（2015年）、「国道四号線橋梁架け換え計画」（2016年）等を通じて、同国の公共事業・定住省道路局（現：インフラ運輸省陸上運輸局）の人材を中心に建設分野の能力向上を図ってきた。しかしながら、同局は施主として事業監理側の経験こそ有するものの、これまで民間受注者側の人材を直接指導・育成した経験に乏しく、長年にわたり同国の道路・橋梁セクターにおいて協力を行ってきた我が国と連携し、建設技術者育成を推し進めることを強く望んでいる。更に、ブータン国王はこれまでの無償資金協力による橋梁建設の品質、熱意、手法を高く評価しており、日本から学びを得つつ、ブータン人の建設技術者を育成していくべきとの考えを表明している。

本事業は、インフラ運輸省（Ministry of Infrastructure and Transport、以下「MOIT」）陸上運輸局（Department of Surface Transport、以下「DoST」）内部に設置される人材育成室が、ブータン建設業界全体の監督役等を担う建設開発公社（Construction Development Corporation Limited、以下「CDCL」）、および技能工を目指す職業訓練校の主管省庁である商工・雇用省（Ministry of Industry, Commerce and Employment、以下「MoICE」）等と協力し、自国の官民建設技術者及び技能工等の育成にかかるモジュールの作成、およびそれに基づく研修等を実施することにより、同国の建設技術者及び技能工の育成システム構築を図り、もって同国における強靱で持続的な道路インフラの整備体制の構築に資するものである。

（2）道路・橋梁セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

対ブータン王国国別開発協力方針（2023年1月）における重点分野として「持続可能な経済成長」が定められ、道路・橋梁などのインフラ整備により都市と農村、農村地域内の連結性を向上させ、人やモノの移動の促進、各種公共サービスへのアクセスの向上を図る支援を行うとしている。JICA 国別分析ペーパー（2023年3月）において、アセットマネジメントの考えを踏まえた維持管理能力の向上や労働安全衛生の改善、自国の道路整備人材の育成等のソフト面での協力が必要と分析されている。また、持続可能な開発目標（SDGs）ゴール9「強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」、ゴール8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」、ゴール11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」の達成に寄与する。加えて、JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）では、すべての人・モノが安全かつ安心して自由に移動できる世界として、連結性・信頼性の高い運輸交通網の構築に取り組んでおり、同グローバルアジェンダの「グローバルネットワークの構築」クラスターに位置付けられるものであり、本事業はこれらの方針と合致する。

（3）他の援助機関の対応

世界銀行は北東部において地方道路整備に係る支援を行っている。また、アジア開発銀行は、中部と南部を結ぶ国道四号線の改修事業等の支援を行っている。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、ブータンにおいて自国の官民建設技術者及び技能工等の育成に係るモジュールの作成、講師育成、研修モジュールの実施、建設技術者及び技能工や企業の評価制度構築、建設業の魅力化等を実施することにより、同国の建設技術者及び

技能工の育成システム構築を図り、もって同国における強靱で持続的な道路インフラの整備体制の構築に資するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名：ブータン全国

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：

・ 専門家よりトレーナー育成研修（Training of Trainers、以下「ToT」）を受ける MOIT 下の DoST、インフラ開発局（Department of Infrastructure Development、以下「DoID」）、教育・スキル開発省（Ministry of Education and Skills Development、以下「MoESD」）、MoICE、CDCL、ブータン王立大学（Royal University of Bhutan、以下「RUB」）、ブータン建設運輸局（Bhutan Construction and Transport Authority、以下「BCTA」）等の職員や学生、国営・民間建設企業職員

・ トレーナーから講習を受ける民間技術者及び技能工

最終受益者：国内の国営・民間建設企業の技術者・技能工及び労働者

(4) 総事業費：（詳細計画）約 35 億円（本体）約 421 億円

(5) 事業実施期間：2024 年 8 月～2029 年 8 月を予定（計 60 カ月）詳細計画策定フェーズ時に決定。

(6) 事業実施体制

相手国側実施機関：DoST、DoID、財務省（Ministry of Finance、以下「MoF」）、MoESD、MoICE、CDCL、RUB、BCTA

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 短期専門家（合計約 86.5M/M）：

- 業務主任／土工
- 入札・評価システム
- コンクリート工
- RC 橋
- PC 橋／鋼橋
- 仮設工／鉄筋工
- 品質・安全管理／舗装工
- 広報
- 人材育成計画
- 本邦研修

② 研修員受入れ：詳細計画策定フェーズ時に決定（本邦研修、現地 OJT 研修・座学研修）

③ 機材供与：詳細計画策定フェーズ時に決定

2) ブータン国側

① カウンターパートの配置

- プロジェクト・ディレクター（DoST 人材育成室室長）：DoST 局長
- プロジェクト・マネージャー（DoST 人材育成室副室長）：DoST 橋梁課

長

- DoST 人材育成室コアトレーナー：5名+α
 - 5名：ブータン政府が選定する DoST、DoID、CDCL、MoICE の技術者
α：RUB や国営・民間建設企業の技術者を必要に応じて選定
 - DoST 人材育成室事務スタッフ：DoST 職員
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

技術協力「橋梁施工監理及び維持管理能力向上プロジェクト」(2016~2022年)及び「道路斜面对策工能力強化プロジェクト」(2018~2023年)を通じて DoST に蓄積された橋梁の施工・維持管理や、斜面对策技術の知見が人材育成に活用される。さらに、無償資金協力「国道一号線橋梁架け換え計画」(2015年)や「国道四号線橋梁架け換え計画」(2016年)等を通して育成された DoST に所属するブータン人技術者等との連携も検討する。また、無償資金協力「モンガル県における主要国道一号線橋梁架け替え計画」(2023年)において現場視察や施工管理に係る資料を用いた教材作成等を通じた連携が想定される。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

特になし。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

①カテゴリ分類：C

②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：本事業は建設分野における、気候変動の影響を考慮した、教材、ガイドラインの作成及び人材育成を行うことによって、気候変動に強靱なインフラ整備の促進を図り、気候変動適応策に資する可能性がある。

3) ジェンダー分類：【確認中】■GI ジェンダー活動統合案件（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

<分類理由> 詳細計画策定時にジェンダー主流化ニーズを確認する。

(10) その他特記事項：なし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：ブータンの建設分野における人材が持続性をもって育成される。

指標及び目標値：

1. 本研修モジュールでブータン人技術者・技能工が毎年●人育成される。
2. 研修受講者の離職率が●%以下になる。
3. 本プロジェクトにおいて育成された、研修受講者が有利に評価される施策が●件以上実施される。

(2) プロジェクト目標：ブータンの建設分野における技術者及び技能工の育成シ

システムが構築される。

指標及び目標値：

1. 研修モジュールを提供する講師が●人育成される。
2. ●人の技術者および●人の技能工が本研修モジュールを修了する。

(3) 成果

成果1：ブータン国内で持続的に技術者及び技能工を育成するための研修モジュールが作成される。

指標及び目標値：

1. ToT ガイドラインが作成される。
2. 研修モジュールが作成される。
3. ToT ガイドライン、研修モジュールが JCC において承認される。
4. 成果3を受けた研修モジュールのレビュー結果に基づき、研修モジュールが見直される。

成果2：研修モジュールを提供する講師が ToT で育成される。

指標及び目標値：

1. ToT ガイドライン沿って各コース●人の講師が ToT を受講し、修了する。

成果3：研修によりブータン人技術者及び技能工が育成される。

指標及び目標値：

1. ブータン人技術者及び技能工が研修モジュールを受講し、●人が修了する。
2. 研修コースにおいて●%以上の受講者が●点以上の満足度を示す。

成果4：改善された評価制度を試行的に実施する。

指標及び目標値：

1. 改善された評価制度に沿って●件の技術者・技能工、及び同技術者・技能工を雇用する企業が評価される。

成果5：ブータンの建設業が魅力化される。

指標及び目標値：

1. 建設業の新規入職者が毎年●人以上になる。
2. 学生の建設業への興味が●%高まる

(4) 主な活動

活動1-1：育成する技術者、技師、技能工の分野を特定する。

活動1-2：研修モジュールを作成する。

活動1-3：日本人専門家のサポートのもと ToT ガイドラインを作成する。

活動1-4：研修モジュールに沿ったテキストを作成する。

活動1-5：研修員の募集・選定・実施管理・修了検定に係る SOP を策定する。

活動1-6：OJT の現場実習サイトの候補地を選定する。

活動1-7：成果3で実施された研修の結果を反映し研修モジュールの見直しを行う。

- 活動 2-1 : 講師となる人材の選定基準を明確化する。
活動 2-2 : 講師を選定する。
活動 2-3 : ToT ガイドラインに基づきコアトレーナーによる講師の育成を行う。
活動 2-4 : 講師の育成にかかる課題を抽出し、ToT ガイドラインの見直しを行う。
活動 2-5 : 改善された ToT ガイドラインにより講師を育成する。

- 活動 3-1 : 活動 1-2 及び 1-4 で作成した研修モジュールとテキストに基づき技術者及び技能工に対して研修を実施する。
活動 3-2 : 講師による技術者及び技能工への研修の課題を抽出する。
活動 3-3 : 改善された研修モジュールにより技術者及び技能工への研修を実施する。

- 活動 4-1 : 既存の建設業、技術者資格、業者登録制度及び入札評価システムについて情報整理、レビューを行う。
活動 4-2 : 研修モジュールを修了した技術者及び技能工、及び同技術者・技能工を雇用する企業が評価される制度を提案する。
活動 4-3 : 提案した評価制度を試行する。

- 活動 5-1 : ブータン建設業界における建設業のイメージ改善にかかる取り組みについて、現状を把握する。
活動 5-2 : 日本の建設業界における建設業のイメージ改善にかかる取り組みについて、ブータン側に紹介する。
活動 5-3 : ブータン建設業界における建設業のイメージ改善にかかる取り組みを計画する。
活動 5-4 : ブータン建設業界における建設業のイメージ改善にかかる取り組みを実施する。

5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件
- 活動開始の妨げになるような渡航制限、及び現地での活動制約がない
- (2) 外部条件
- ブータン政府の道路・橋梁セクターに係る政策が大きく変わらない。
 - 道路局人材育成室の職員が適切に配置され、職員の異動の際は早急に交代職員が配置される。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ベトナムで実施された技術協力「道路建設技術者養成計画プロジェクト」（評価年度 2008 年）の事後評価結果では、事業が実施された学校にて予算の制約からニーズ調査の定期実施や報告書作成、卒業生の就職情報の更新等が行われておらず、学校運営管理が適切に実施されていないことが課題とされている。学校運営管理のように継続運営が望まれる事業の活動においては、現地のリソースを活用して実施可能な活動内容や方法等、「仕組みを構築すること」も視野に入れた技術移転が適切であると提言されている。

本事業は、ブータンにて一から立ち上げが必要な建設分野における人材育成事業となるため、既存人材の能力や人員配置、予算等については事業実施前後の 2 段階に分

けて精査の上、内容策定を行う。また、事業終了後も同国政府が継続的に運営できるシステムの提案・導入を働きかける。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、同国の道路・橋梁建設に係る技術者・技師及び技能工等を養成するための研修モジュールの開発・実施等の推進を通じて同国の道路・橋梁等のインフラ建設や維持管理に向けた人材育成基盤を整備し、ブータンの持続的な経済社会発展に資するものであり、SDGs ゴール 9「強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」及びゴール 8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」、ゴール 11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
事業終了 3 年後 事後評価

9. 今後の詳細計画策定計画

- (1) 二段階計画策定方式による計画策定の適用
本件に関し二段階計画策定方式を適用
- (2) 詳細計画策定スケジュール
詳細計画策定予定時期 2024 年 8 月~2025 年 2 月

10. 広報計画

- (1) 当該案件の広報上の特徴
1) 相手国にとっての特徴

本事業は、JICA の支援を受けて民間企業を含めたブータン人建設技術者・技能工の技術向上と人材育成基盤が整備されるものであり、ブータンの持続的な経済社会発展に寄与することから、ブータン側の期待は大きい。

- 2) 日本にとっての特徴

本事業は、過年度に実施した無償資金協力等を通して育成されたブータン人技術者・技能工等のリソースが活用され、同国における建設人材の能力の底上げを図るものである。実施済、実施中事業との相乗効果が期待できるほか、同国で唯一同分野の人材育成に協力してきた日本の更なるプレゼンスの向上に寄与するものと考えられる。

- (2) 広報計画

JICA「ODA 見える化サイト」「技術協力プロジェクトサイト」、道路アセットマネジメントプラットフォームのホームページ等を活用するほか、各種セミナー等を通じて情報発信を行う。また、ブータンにおいて民間企業や大学、道路利用者にも広く知見が共有されるよう、現地セミナーやイベント等で積極的に広報活動を行う。更に、DoST を通じた同国メディアへのアプローチ、同局の公式ウェブサイトへの活動内容の掲載を検討する。

以上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

段階的な計画策定（詳細計画策定フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、詳細計画策定フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。
第一段階（詳細計画策定フェーズ）：
本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/P との協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。
第二段階（本格活動実施フェーズ）：
第一段階で策定された詳細計画に基づいて C/P と共に本格的に活動を実施する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：土木分野（特に、道路や橋梁）の建設、施工管理に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：ブータン国及び全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本プロジェクトの期間は現状60ヵ月間を想定しており、本業務については以下の2つの期間に分けて業務を実施します。

- 1) 第1期（詳細計画策定フェーズ）：2024年8月上旬～2025年2月上旬
- 2) 第2期（本格活動実施フェーズ）：2025年2月中旬～2029年7月下旬

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途 約87.1人月

第1期 約 6.5人月（現地：6.0人月、国内：0.5人月）

第2期 約80.6人月（現地：75.6人月、国内：5.0人月）

本邦研修に関する業務人月4.00人月（格付け5号を想定）を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月は、国内移動手配に関連しJICAが契約する旅行会社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を含む。

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

2) 渡航回数を目途 全82回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託は想定しておりませんが、人材育成システムの構築や広報活動等において専門的な知識を必要とする場合には日本国内における再委託契約を認めます。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 本プロジェクトの基本計画策定調査報告書
- 基本計画策定調査の M/M

- 本プロジェクトの R/D
- ブータン国「モンガル県における主要国道一号線架け替え計画準備調査」報告書（先行公開版）

2) 公開資料

- CBD (Construction Development Board) Registration Guidelines 2020, <<http://www.cdb.gov.bt/uploads/downloads/Registration%20Guidelines%202020.pdf>>
- De-suung Skilling Programme, <<https://dsp.org.bt>>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

3. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2023年10月（2024年4月追記版））」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外と

しますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

380,631,000円（税抜）

なお、定額計上分45,000,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

上述(2)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦研修にかか る経費	第2章第 4条2. (2)本邦 研修	12,000千円	直接経費と人月報酬(研 修管理5号を想定)	・報酬 ・国内業務費
2	現場OJTの実 施の際にかかる 機材費	第2章第 7条 機 材調達	30,000千円	第2章第4条2. 本業務 にかかる事項(1)プロジ ェクトの活動に関する業 務の表1資機材投入計画 (基本計画策定調査時点 の想定)に示す資機材の 本体購入費及び輸送費	機材費
3	セミナー開催費	第2章第 3条2. (6)セミ ナー等の 開催につ いて	3,000千円	セミナー等実施関連費(3 回想定)	一般業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材は、原則として、定額計上の機材費内において計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL : https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 要員計画/作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体 制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務等の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)